

令和7年第6回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和7年6月6日（金） 午前9時30分から午前10時10分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長職務代理者 佐藤 正 司
教育委員 後 藤 明 美
教育委員 鈴 木 森 晶
教育委員 志 水 千 鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小 塚 和 宣
教育参事 山 中 洋 子
学校教育課長 菊 地 智 行
生涯学習課長 青 井 宏 司
教育専門員 渡 邊 亘 宏

4 傍聴者 なし

5 議 題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 事業報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第19号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について
- (2) 議案第20号 豊山町社会教育委員の任命について
- (3) 議案第21号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について
- (4) 議案第22号 令和7年度豊山スカイプールの休場について
- (5) 承認第4号 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
- (6) 報告第15号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

佐藤職務代理者： 皆様おはようございます。

6月になり、教育長の不在期間が8か月となりました。

6月議会も始まりまして、一般質問も教育長に関する質問が3人の方からあがっています。どうして教育長が不在なのかということ

に関する一般質問です。またスカイプールに関しても、皆さんの関心が高いので、こちらも3人の方からあがっています。教育長が不在であるという異常さに関心がありこのような質問が出ています。町長がこの状況をどのように考えているのかと、議会から責任の重大さについての質問で進むのではないかと考えています。6月議会でも人事案件は出ていませので、教育長はまだしばらく不在になります。この8か月間、奇跡的に大過なく過ごせたのは、校長先生をはじめとした学校の先生方の頑張り、教育委員会職員の頑張りでなんとか回っているだけの話ですので、少しでも早く教育長を設置していただきたいと考えています。

また、本日は会議終了後に町内小中学校の校長先生とお話しをする時間を設定していますので、できるだけスムーズに進行していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【日程第1 前回会議録の承認】

佐藤職務代理者： 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和7年5月9日（金）に開催いたしました令和7年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

佐藤職務代理者： 令和7年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 事業報告】

事務局長： 前回定例会からこの間の事業報告をいたします。

令和7年5月10日（土）から令和7年6月6日（金）までの事業報告でございます。

5月13日（火）から15日（木）の2泊3日で豊山中学校の修学旅行が実施されました。行先につきましては、東京ディズニーランド、東京周辺及び伊豆となります。

5月24日（土）に町内3小学校の運動会が開催されました。天候も、雨が降らずちょうどよい気候で無事に行うことができました。

5月26日（月）、町長への表敬訪問がありました。来庁者は豊山中学校1年生の生徒で、3月9日（日）に東京都調布市にある武蔵野の森総合スポーツプラザで開催された第4回全日本青少年フルコンタクト空手道選手権大会の小学6年男子42kg未満の部で優勝されたことの報告でした。

6月3日（火）に町内校長会議を開催しました。

【日程第3 付議案件】

佐藤職務代理者： それでは、付議案件に入ります。

「議案第19号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。

学校教育課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

堀田先生は豊山町と何か関係のある方ですか。大阪にある摂南大学で教鞭をとられている方が、どういった関係で委員を受けていただけたのか知りたいです。

学校教育課長： 以前は愛知学泉大学で教鞭をとられていました。現在、生涯学習審議会で副会長を務めていただいております。

佐藤職務代理者： 分かりました。

他にご意見等ないようですので、ただいまの議案第19号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第19号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第20号 豊山町社会教育委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第20号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第20号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第21号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第21号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第21号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第22号 令和7年度豊山スカイプールの休場につ

いて」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： ー説明ー

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員： 色々なところで開場する、休場するという声が聞こえていましたが、結果としては休場ということなのですね。多額の費用が掛かることと、町外の利用者ばかりであるならば、もっと利用料を高くすればよいのではという声が聞こえてきました。元々町民のためにあるものですので、痛しかゆしという気持ちもします。

スカイプールの休場等に関しては、教育委員会で決定することなのですね。

佐藤職務代理者： 納得はしていません。私たちが開場したいと言っているわけではないですし、違和感があります。ただ、条例規則上、教育委員会が決定するということなのですよ。

事務局長： 規則に開場期間は定められています。休場する場合は、定めがないため議案として提出しています。

佐藤職務代理者： 生涯学習審議会では、豊山スカイプールの在り方について、町として適時適切に判断されたい、という答申が出ています。前町長は廃止という考え方だったのですが、町長選挙前の町議会の中で休止という方針に変えたまま、存続を公約に掲げる新しい町長が就任されました。タウンミーティングにかけながら、今後のことを決めていくという流れです。スカイプールに関してのタウンミーティングを行うとは思いますが、スカイプールの休場に関心のある方しか参加されないのではないのでしょうか。もっと広く町民の方の意見を聴くべきだと思いますし、議員の中からも同様の意見が出るかもしれません。スカイプールを存続することによって発生する修繕費等財政的な負担の弊害などを、トータルで判断できる場を設けて、納得してもらったうえで残す、残さないという議論をすべきだと思います。ただスカイプールがあった方がいいという単純な話ではないと思うので、的確な意見が反映できるような場を設けて決定してもらいたいです。

今年は休場ということですが、今後もこの話題は毎年出てくると思いますので、追って皆さんの意見を聴いて進めていきたいと思います。ちなみに、アンケートをする話も聴いていますが。

事務局長： アンケートも同時に行います。

佐藤職務代理者： 町民全員に対してですか。

事務局 長： 16歳以上で無作為に2,000人を抽出して実施します。
佐藤職務代理者： そのアンケート結果で、存続するとなったら存続決定なのですか。

事務局 長： 存続するかどうかを聞くわけではなく、存続前提でタウンミーティングとアンケートを実施し、町民から意見を聴く形を予定しています。

後藤 委 員： 開場すると費用はどれくらいかかる見込みですか。

事務局 長： 運営の方法によって変わってくるので、それが決定してからの計算となります。

鈴木 委 員： タウンミーティングやアンケートは構いませんが、ただスカイプールの存続か否かということだけになると、おそらく存続という結果しか出てこないと思います。スカイプールができた経緯であったり、いつ建てられたか、年間の維持費がいくら掛かっているか、今後の維持費はいくらくらいが見込まれているかといった情報を示したうえでないと、情報が操作されてしまうので、危惧しています。

事務局 長： 議会からも、タウンミーティング等で財政状況をきちんと説明するよう言われています。

学校教育課長： スカイプールには規則が定められていまして、開場する場合は報告案件とし、休場する場合はコロナ禍の時もそうでしたが、議案としています。今年度は予算も計上していませんが、手続きとして必要なため提出します。

後藤 委 員： 休場時には必要なのですね。

事務局 長： 過去の経緯も調べましたが、開場の時は報告のみ、休場する場合は議案として提出し、皆さんの承認をいただいていた。

後藤 委 員： だから議案なのですね。

佐藤職務代理者： 教育委員会が決定するのであればルールに則ってやらないと、形式上にあがってくるだけになってしまっています。皆さん関心があり、お金もかかる難しい話なので、簡単には答えは出ない話だと思います。

他にご意見はありますか。無いようですので、ただいまの議案第22号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第22号は、原案どおり可決されました。

続いて「承認第4号 令和7年度豊山町一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係分)に対する意見に係る代決について」、事務局

から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの承認第4号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 承認第4号は、原案どおり承認されました。

続いて「報告第15号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

佐藤職務代理者： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等がありますか。

学校教育課長： 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡一

佐藤職務代理者： 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告（午前10時10分）

佐藤職務代理者： 以上で、令和7年第6回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和7年第6回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和7年6月6日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 事業報告

4 付議案件

- (1) 議案第19号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について
- (2) 議案第20号 豊山町社会教育委員の任命について
- (3) 議案第21号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について
- (4) 議案第22号 令和7年度豊山スカイプールの休場について
- (5) 承認第4号 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
- (6) 報告第15号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第19号

豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について

豊山町教育委員会外部評価実施要綱（平成21年豊山町教育委員会告示第10号）第3条第2項の規定に基づき、別紙の者を委嘱することについて、議決を求める。

令和7年6月6日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提案理由

この案を提出するのは、豊山町教育事務執行等評価委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育事務執行等評価委員を委嘱する必要があるためである。

教育事務執行等評価委員会委員名簿（案）

	氏 名	備 考
1	堀 田 裕 子	摂南大学現代社会学部教授
2	岡 島 啓 子	愛知県教育委員会尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター

任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

参 考

豊山町教育委員会外部評価実施要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の学識経験者による知見を活用し、点検及び評価を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（外部評価の対象）

第2条 外部評価の対象は、教育委員会で実施する施策評価、事務事業評価等のうちから、内部で事後評価を行ったものとする。

（教育事務執行等評価委員会の設置等）

第3条 教育委員会は、外部評価を行うため、教育事務執行等評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。

2 外部評価委員会は、教育等に関して学識経験を有する者2人をもって組織する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 20 号

豊山町社会教育委員の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条及び豊山町社会教育委員設置条例（昭和 57 年豊山町条例第 17 号）に基づき、下記の者を豊山町社会教育委員に任命することについて、議決を求める。

記

氏名	選出区分	性別	年齢	所属等
岡 泰宏	学校教育関係者	男	56	豊山中学校校長

＜任 期＞ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
※豊山町社会教育委員設置条例第 4 条第 2 項に基づき、前任者の残任期間とする。

＜設置根拠＞ 社会教育法第 15 条、豊山町社会教育委員設置条例

令和 7 年 6 月 6 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提案理由

この案を提出するのは、豊山町社会教育委員に欠員が生じたことに伴い、新たに社会教育委員を任命する必要があるためである。

社会教育委員名簿（R7. 4. 1～）

No.	氏名	選出区分	性別	年齢	所属等
1	岡 泰宏	学校教育関係者	男	56	豊山中学校校長
2	小出 芳子	学校教育関係者	女	64	元新栄小校長
3	高山 誠	学校教育関係者	男	49	元新栄小P T A会長
4	渡邊 登美子	社会教育関係者	女	66	体育協会代表
5	太田 真理子	青少年・家庭教育関係者	女	40	子ども会連絡協議会代表
6	伊藤 章代	青少年・家庭教育関係者	女	49	民生児童委員協議会代表

※安藤定雄委員はご逝去により任期途中の退任となります。

参考

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 2 1 号

豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について

豊山町青少年育成会議設置要綱（平成 1 4 年豊山町教育委員会規程第 4 号）に基づき、下記の者を豊山町青少年育成会議委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

記

No.	氏名	所属
1	加藤 貴啓	保護司会代表
2	松永 里菜	保育園保護者会代表
3	岡 泰宏	豊山中学校長
4	尾崎 理恵	新栄小学校長
5	前田 みのり	豊山中学校 P T A 会長
6	小出 大輔	豊山小学校 P T A 会長
7	加納 英作	志水小学校 P T A 会長

- ＜任 期＞ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
※豊山町青少年育成会議設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、任期は前任者の残任期間とする。
- ＜設置根拠＞ 豊山町青少年育成会議設置要綱

令和 7 年 6 月 6 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提案理由

この案を提出するのは、選出区分である各所属の代表者が交代したことに伴い、新たに青少年育成会議委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

豊山町青少年育成会議委員名簿（R7.4.1～）

No.	氏名	所属
1	安藤 春一	少年補導委員代表
2	加藤 貴啓	保護司会代表
3	岡島 清隆	民生委員協議会会長
4	池山 和徳	社会福祉協議会会長
5	河村 清志	防犯協会会長
6	水野 可奈子	子ども会連絡協議会代表
7	石黒 八重子	更生保護女性会会長
8	坪井 純一	スポーツ少年団本部代表
9	岡島 政信	豊山自主パトロール隊代表
10	松永 里菜	保育園保護者会代表
11	岡 泰宏	豊山中学校長
12	杉 直哉	豊山小学校長
13	尾崎 理恵	新栄小学校長
14	伊藤 英紀	志水小学校長
15	前田 みのり	豊山中学校PTA会長
16	小出 大輔	豊山小学校PTA会長
17	小川 さやか	新栄小学校PTA会長
18	加納 英作	志水小学校PTA会長

参考

豊山町青少年育成会議設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、豊山町に青少年の指導及び育成に関し広く町民の総意を結集し、町の施策を適切に実施するため、豊山町青少年育成会議（以下「会議」という。）を設置し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1） 親子のふれあい活動推進事業
- （2） 青少年健全育成巡回指導事業
- （3） 青少年非行防止啓発活動事業
- （4） その他青少年健全育成に関する事業

（組織）

第3条 豊山町青少年育成会議の委員（以下「委員」という。）は、この会議の目的に賛同する青少年育成機関、団体、町民等をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

議案第 22 号

令和 7 年度豊山スカイプールの休場について

豊山町プールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 年豊山町教委規則第 2 号）に基づき、令和 7 年度における豊山スカイプールの休場について、議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、豊山スカイプールについて住民の意見を伺いながら課題を整理し、対応策を検討するため、令和 7 年度における同プールの利用期間中、同プールを休場とする必要があるためである。

令和7年度豊山スカイプールの休場について

1 休場の理由

豊山スカイプールについては、多額な改修費用が必要となってくる状況や、アンケートによる町民の利用状況が10%以下であること、生涯学習推進審議会の答申を総合的に判断し、「令和6年度で廃止」と公表していたが、令和6年9月議会で鈴木前町長が「休止」と方針を改め、活用も選択肢の一つとした。

その後、服部町長の公約に基づき、「令和7年度にタウンミーティングを開催し、住民の意見を伺いながら、課題を整理し、対応策を検討していく」こととなったため、令和7年度は豊山スカイプールを休場する。

2 周知方法

広報とよやま6月号、町公式ホームページ、町公式SNSにて行う。

3 本来の開場期間

令和7年7月5日（土）～9月14日（日） 72日間（うち2日間は休場日）

4 休場中の施設の維持管理

令和6年度までは指定管理者（ハマダスポーツ企画（株））により維持管理を行っていたが、令和7年度は町教育委員会で行う。

承認第4号

令和7年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）
に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が令和7年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和7年6月6日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、令和7年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

報告第15号

豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について

豊山町生涯学習推進審議会条例（平成16年豊山町条例第2号）に基づき、下記の者を豊山町生涯学習推進審議会委員に任命しましたので報告します。

記

氏名	選出区分	性別	年齢	所属等
岡 泰宏	教育関係者	男	56	豊山中学校校長

＜理 由＞ 生涯学習推進審議会委員であった篠田弘男委員が令和7年3月31日をもって豊山中学校校長を退職したため。

＜任 期＞ 令和7年4月1日～令和8年3月31日
※豊山町生涯学習推進審議会条例第5条第2項に基づき、前任者の残任期間とする。

＜設置根拠＞ 豊山町生涯学習推進審議会条例

生涯学習推進審議会委員名簿（R7. 4. 1～）

No.	氏名	選出区分	性別	年齢	所属等
1	前田 治	学識経験者	男	68	至学館大学 健康科学部 非常勤講師
2	堀田 裕子	学識経験者	女	50	摂南大学 現代社会学部 教授
3	上原 直人	学識経験者	男	49	名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授
4	岡 泰宏	教育関係者	男	56	豊山中学校校長
5	小出 芳子	教育関係者	女	64	元新栄小校長
6	高山 誠	教育関係者	男	49	元新栄小PTA会長
7	渡邊 登美子	教育関係者	女	66	体育協会代表
8	太田 真理子	教育関係者	女	40	子ども会連絡協議会代表
9	伊藤 章代	教育関係者	女	49	民生児童委員協議会代表
10	永末 猛	関係町民団体代表者	男	58	スポーツ少年団代表
11	浅井 恵子	関係町民団体代表者	女	71	老人クラブ連合会代表
12	柴田 里子	関係町民団体代表者	女	48	商工会代表
13	縄田 敦子	ボランティア代表者	女	46	志水小PTAどんぐり読書会代表
14	竹内 智恵子	一般公募	女	43	ホームステジャー、まちサポ理事長

※安藤定雄委員はご逝去により任期途中の退任となります。

参考

豊山町生涯学習推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- （1） 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- （2） 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- （3） 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- （4） その他生涯学習推進施策に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（構成）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 教育関係者
- （3） 関係町民団体の代表者
- （4） 生涯学習ボランティアの代表者
- （5） 一般公募により選出された者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。